

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第22号

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則（平成23年新潟市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表1の項第2号」を「第2条第1号」に改め、「介護予防サービス事業」及び「掲げる介護予防サービス」の次に「又は第1号事業」を加え、同条の表居宅サービスの項中「介護予防サービス」の次に「又は第1号事業」を加え、同表訪問介護の項中「介護予防訪問介護」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるもの（以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。）」に改め、同表通所介護の項中「介護予防通所介護」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるもの（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）」に改める。

第3条中「別表3の項第2号」を「第2条第2号」に改め、「地域密着型介護予防サービス事業」及び「掲げる地域密着型介護予防サービス」の次に「又は第1号事業」を加え、同条の表中

「

| | |
|-----------|---------------|
| 地域密着型サービス | 地域密着型介護予防サービス |
|-----------|---------------|

」

を

「

| | |
|-----------|----------------------|
| 地域密着型サービス | 地域密着型介護予防サービス又は第1号事業 |
| 地域密着型通所介護 | 介護予防通所介護相当サービス |

」

に改める。

本則に次の2条を加える。

(規則で定める第1号事業)

第4条 条例別表23の項及び24の項の規則で定める第1号事業は、介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスとする。

(複数の介護サービスを一体的に提供している場合)

第5条 条例別表25の項の規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、次のとおりとする。

- (1) 同一の事業所において訪問介護，夜間対応型訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (2) 同一の事業所において訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を一体的に提供している場合
- (3) 同一の事業所において訪問看護，指定療養通所介護（新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第89号）第60条の21に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。），複合型サービス又は介護予防訪問看護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (4) 同一の事業所において訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを一体的に提供している場合
- (5) 同一の事業所において通所介護，地域密着型通所介護，指定療養通所介護，認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合

- (6) 同一の事業所において通所リハビリテーション、指定療養通所介護又は介護予防通所リハビリテーションのうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (7) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (8) 同一の施設又は事業所において短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (9) 同一の施設又は事業所において短期入所療養介護、介護療養施設サービス又は介護予防短期入所療養介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (10) 同一の施設又は事業所において短期入所療養介護、介護医療院サービス又は介護予防短期入所療養介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (11) 同一の有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるものを除く。以下この号において同じ。）において提供される特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第88号）第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第92号）第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合
- (12) 同一の有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるものに限る。以下同じ。）において提供される特定施設入居者生活介護、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居

者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合

(13) 同一の軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合

(14) 同一の事業所において福祉用具貸与，特定福祉用具販売，介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合

(15) 同一の事業所において小規模多機能型居宅介護，複合型サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護のうちいずれか2以上を一体的に提供している場合

(16) 同一の事業所において認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を一体的に提供している場合

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。